

# 草の根・人間の安全保障無償資金協力外部委嘱員の募集について

(在ケニア日本国大使館)

## 1 趣旨

現在ケニア及びその兼轄国（セーシェル・エリトリア・ソマリア）において開発協力の一環として地域レベルで実施する草の根・人間の安全保障無償資金協力



（現地 NGO 等の申請団体が実施するプロジェクトに対する小規模無償資金協力）において、教育、水、保健医療等の分野における以下の業務を担当する外部委嘱員を募集します。

## 2 業務内容

### （1）館内業務

- 申請案件の受付：申請団体からの申請書の受領，申請に係る各種問い合わせの処理等を行う。
- 申請案件の技術的検討：申請案件の内容について，土木，建築，電気，水道等の技術的観点から検討する。
- 既往案件の進捗確認・実施促進：既に採択された案件の進捗状況を管理し，必要に応じ，被供与団体や実施団体との連絡・調整を行う。
- 各種資料作成：案件の募集，案件の概要，広報等，草の根無償に関する資料を作成する。

### （2）特定案件業務

- 事前調査：案件の実施前に，案件の背景，事業内容，維持管理体制，被供与団体の実施能力，他ドナーの援助動向等について確認する。
- 中間モニタリング：案件の実施中に，案件の適正な運営を確保するため，施設建設の進捗状況，資機材の調達状況等を確認する。
- 事業完了確認：案件完了時（計画された活動が終了した時点）において，当該案件が計画どおり完了したことを確認する。
- フォローアップ調査：原則として事業完了から2年後に，当該案件の現況を確認する。

- 式典補助業務：草の根案件関連の式典（贈与契約署名式，起工式，引渡式等）に係る設営，写真撮影等補助業務を行う。
- 広報：草の根無償の理解促進のため，現地NGO等に広報を行う。
- その他情報収集

#### 【参考】現在及び過去の案件内容

[http://www.ke.emb-japan.go.jp/Economics/Economics\\_j/kusanone.html](http://www.ke.emb-japan.go.jp/Economics/Economics_j/kusanone.html)

### 3 契約予定数

2名。契約対象者の条件は下記の通り。

- 現地邦人委嘱員：日本国籍を持ち、ケニア（ナイロビ）に在住している者
- 現地委嘱員：ケニア又は第三国等の国籍を有しかつケニア（ナイロビ）に在住している者

### 4 契約期間

- (1) 2016年3月16日頃業務開始予定。
- (2) 契約期間は平成28年度末までであるが、当館との協議により、最長3年間を上限として継続的に再契約することが可能。

### 5 申請資格等

- (1) 語学…高い英語能力（申請団体等との電話・メールによる連絡調整や申請書の審査等）を有する者。なお、スワヒリ語は必須とはしておりませんが採用に当たって考慮致します。
- (2) 学歴…大学卒業以上
- (3) 年齢目安…22歳以上
- (4) その他…
  - ①途上国の開発協力に関する知識・経験があり、②2.の業務内容を粘り強い交渉力等をもって遂行できる者、③申請内容をより良い案件に工夫する創造力である者、であることが望ましい。

### 6 待遇及び留意事項

- (1) 勤務時間…
  - ①平日（月～金）→8：00～16：45（除く12：30～13：30）
  - ②休日→土曜日、日曜日及び当館が定める休館日、その他調整日（当館と外部委嘱員との間で業務を行わない日を設定）

- (2) 謝金：当方で定められる規定によります。
- (3) 旅券：一般旅券を使用します。
- (4) 査証：自己責任にて適切な査証・滞在許可を取得して頂きます。
- (5) 保険：自己責任にて各種保険に加入して頂きます。
- (6) 本件は雇用契約ではなく特定業務に関する委嘱契約です。したがって、雇用契約に含まれる各種の待遇の適用はありません。
- (7) 在外公館の館員として雇用又は派遣されるわけではないことから、外交使節団の構成員として特権・免除を受けることはできません。
- (8) 草の根外部委嘱員には、業務上知り得たことや情報を対外的に明らかにしないという守秘義務が契約によって課せられます。同委嘱員は、契約開始前にその旨を記載した誓約書を当館に提出頂きます。
- (9) なお、今回は2のとおり、ケニア在住者を募集するので渡航費及び住居費の支給はありません。

## 7 提出書類及び期限

- (1) 履歴書（顔写真付、形式自由、電話番号及び E メールアドレスを含む連絡先明記）及び申込票（別紙）
  - 1月22日（金）午前8時（ケニア時間）までにメールにて担当の山名まで提出して下さい。提出頂いた個人情報は、契約者の書類選考目的のみに使用します。
- (2) 第二次選考（筆記及び電話等による面接試験）の対象者
  - 1月27日（水）午後5時（ケニア時間）までに御連絡します。
  - 第二次選考は2月第一週（1～5日）までに実施予定です。
- (3) 契約者の決定は2月中旬の予定です。

※ ご不明な点がある場合、当館担当まで電話かメールで問い合わせ下さい。

担当：在ケニア日本国大使館 経済・経済協力班 山名佑樹  
連絡先：+254202898000  
yuki.yamana@mofa.go.jp